

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年3月5日)

〔件 名〕

- 1 みどりの愛護のつどい開催記念「とっとり緑のまちづくり」コンテストの受賞団体の決定について
(緑豊かな自然課)・・・1
- 2 山陰海岸ジオパークトレイルコースの全線開通について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・3
- 3 地震被災建築物応急危険度判定士参集訓練における個人情報の流出について
(住まいまちづくり課)・・・4

生活環境部

みどりの愛護のつどい開催記念「とっとり緑のまちづくり」コンテストの受賞団体の決定について

令和2年3月5日
緑豊かな自然課

鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の「緑のまちづくり」を推進するため、みどりの愛護のつどい開催記念「とっとり緑のまちづくり」コンテストを実施し、この度受賞団体が決定したので報告する。

- (1) 目的 四季折々に花や緑を育み、快適な環境づくりや地域の景観づくりに貢献する「みどりの愛護」活動を行う者のうち、優良な活動を行っている者を表彰することにより、県民の花と緑のまちづくりへの意欲向上を図り、県民が身近なみどりをみつめ、生活の中で鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体のまちづくりを進める。
- (2) 募集期間 令和元年10月10日（木）から令和元年12月27日（金）まで
- (3) 審査日 令和2年1月20日（月）
- (4) 審査員 会長 嶽山 洋志（兵庫県立淡路景観園芸学校主任景観園芸専門員）
池本 百代（まちづくりレディース鳥取会長）
林原 康子（とっとり花回廊副園長兼園芸部長）
西谷 勝之（（一社）鳥取県造園建設業協会会長）
住田 剛彦（鳥取県生活環境部次長）
- (5) 応募総数 15件
- (6) 審査結果

賞	団体名	賞金
優秀賞	錦海ナチュラルガーデンクラブ	5万円
準優秀賞	あじさい公園を守る会	3万円
奨励賞	鳴り石の浜プロジェクト	1万円
奨励賞	(株)サンインマルイ ナチュラルガーデン国府店	
奨励賞	鳥取県立倉吉農業高等学校	
奨励賞	久松橋ガーデンクラブ	

優秀賞 錦海ナチュラルガーデンクラブ

平成25年に開催された全国都市緑化とっとりフェアの後に鳥取県西部地区でナチュラルガーデンを広めるため、米子市錦海町の緑道「錦海散策の道」をボランティアで整備している。四季を通じて楽しめる道で、地域住民や錦海リハビリ病院入院患者の憩いの場となっている



準優秀賞 あじさい公園を守る会

鳥取市美萩野の公共空地を有志により手作りで整備している。今では県内外から多くの来客があるほか、地域の保育園や幼稚園児との植栽体験交流や、冬季のイルミネーションを行うなど精力的に活動を行っている。



奨励賞 鳴り石の浜プロジェクト

琴浦町の鳴り石の浜に続く遊歩道の雑草地の景観を改善するため、一年中花も楽しめる海岸となるよう活動している。ヒマワリを中心に自生種のハマダイコン、アジサイ、椿、山茶花等を植えるなど毎年活動面積を拡大している。



奨励賞 (株)サンインマルイ ナチュラルガーデン国府店

スーパーマーケット「マルイナチュラルガーデン国府店」敷地内に整備したナチュラルガーデンの管理に地域のボランティアが参加している。緑地は買い物客だけでなく地域の公園としても利用できるよう一般開放されている。



奨励賞 鳥取県立倉吉農業高等学校

倉吉駅周辺の植栽帯に高校の生徒自らがデザインした「おもてなし庭園」や色とりどりの花壇を整備している。今では地域の方々も自主的に除草活動を行うなど市民活動に波及した取組となっている。



奨励賞 久松橋ガーデンクラブ

かつては、雑草が生い茂りゴミが放置されていた久松橋たもとの空き地に花壇などを整備している。県道の歩道も花のプランターで飾るなど地域の憩いの場となっている。



山陰海岸ジオパークトレイルコースの全線開通について

令和2年3月5日

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

平成27年度から山陰海岸ジオパークトレイル協議会(※)により設定が進められてきた「山陰海岸ジオパークトレイルコース」について、鳥取市青谷町から京都府京丹後市までのルート設定が完了したので報告する。

(※) 山陰海岸ジオパークトレイル協議会

山陰海岸ジオパークの地形・地質等を体感しながら歩くことで、その魅力を発信するとともに観光振興及び地域活性化につなげることを目的に、観光関係団体、商工団体、ガイド団体、行政等を構成員として、平成27年7月に設立された。

1 特徴と魅力

- ・「海わたり、街つなぐトレイル」をコンセプトに海岸沿いの道をつなぐ全27コース、全長約230kmで、みちのく潮風トレイル(青森・岩手・宮城・福島:約1,025km)、広島湾岸トレイル(広島:約292km)に続き、日本で3番目に長いロングトレイルとなる。
- ・ロングトレイルの多くが山道を通るのに対し、海岸線を中心に楽しむことが出来るコースト(海岸)トレイルである。
- ・10kmにわたる砂浜(京丹後市:小天橋～夕日ヶ浦)や海に険しく反り立った崖の上を歩く場所(岩美町:浦富海岸、香美町:大引の鼻)があり、地形の起伏や景色、動植物が見られるほか、地域の食文化や温泉なども楽しめるコース設定となっている。
- ・27のコースに分けることにより、コースの特徴や難易度に応じてハイカーが歩く場所を選ぶ事が出来る。

2 コース図

山陰海岸ジオパークトレイル協議会HPより (<http://sanin-geotrail.net/>)



3 その他

山陰海岸ジオパークトレイル協議会の事務局は、現在鳥取市観光コンベンション協会にあるが、今回のトレイルコースの延伸に伴いコース全てを管理する事が困難になったため、同協議会は令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月から山陰海岸ジオパーク推進協議会が事業内容を引き継ぐ予定としている。

地震被災建築物応急危険度判定士参集訓練における個人情報の流出について

令和2年3月5日
住まいまちづくり課

この度、当課が行った地震被災建築物応急危険度判定士登録者（以下「登録判定士」）の電子メールによる参集訓練において、メーリングリストの設定の誤りにより、個人情報が流出する事案が発生したので報告する。

今後は、メーリングリストの使用を原則取り止めるとともに、課内研修を実施して個人情報の取り扱い手順の再点検を行うなど、再発防止の徹底に努める。

1 流出した経緯

- (1) 令和2年2月27日に、登録判定士のうちメールアドレスを登録している773名を対象にメーリングリストを使用して参集訓練を行った際、登録判定士29名が参集要請メールに対し、メール本文で指定した返信先ではなく、参集要請メールに直接返信（メーリングリストのアドレスに返信）され、登録判定士の個人情報を含む返信メールが773名の登録判定士に送信されてしまった。
- (2) メーリングリストへの返信メールを受信した登録判定士から当課に連絡があり、メーリングリストの設定を確認したところ、返信先の設定において当課メールアドレスを個別指定する必要があったが、誤ってメーリングリスト全体を選択していたため、773名全員に送信されたことが判明した。

<地震被災建築物応急危険度判定士>

地震被災建築物応急危険度判定士は、震災直後の余震による建築物の倒壊、部材の落下による二次災害を防止するため、被災した建物の危険度を判定する資格者で、本県では1,030名を登録している。（うち773名がメールアドレス登録）

<今回の参集訓練の概要>

- ・これまで地震の際、登録判定士の参集要請は電話連絡により実施しているが、より迅速に参集要請を行うため、電子メールによる参集訓練を試行的に実施した。
- ・当課がメーリングリストを使用して参集要請メールを登録判定士に一斉送信し、登録判定士から活動可能期間、登録番号、氏名及び電話番号のメール返信を受け、それを元に判定計画を作成してホームページで登録判定士に連絡するという内容であった。

<メーリングリストの仕組み>

複数の人に同時に電子メールを配信する仕組みで、メーリングリストのメールアドレスにメールを送信、返信すると、そのメールがメーリングリストに登録されたメンバー全員に配信される。通常、メーリングリストの返信メールはメンバー全員に送信されるため、返信先を特定のメールアドレスのみにするには返信先のメールアドレスを設定した上でメール送信する必要がある。

<今回メーリングリストを使用した理由>

参集要請メールを送信する際に、宛先の設定（CC、bcc）を誤り、各登録判定士のメールアドレスが見えてしまうミスを防ぐため、メーリングリストを使用した。

2 流出した個人情報

登録判定士29名の氏名、電話番号、メールアドレス

3 流出の原因

- (1) メーリングリストの使用にあたって、その機能や設定方法を十分理解しないで、メーリングリストを設定し、訓練を実施してしまった。
- (2) メーリングリストの設定の確認を上司が怠っていた。

4 対応状況

- (1) 直ちに参集訓練を中止し、メールにより訓練中止の連絡、謝罪を行い、併せて訓練に関するメールの削除を依頼した。
- (2) 当課ホームページに参集訓練の中止とお詫びを掲載し、登録判定士がメーリングリストに返信できないようにメーリングリスト自体を削除した。
- (3) 個人情報が流出した登録判定士29名を含め、メーリングリストに登録された方全員に対して当課職員が電話により改めて謝罪を行い、併せて訓練に関するメールが削除されていることを確認した。

5 再発防止策

- (1) メーリングリストは原則使用しない。やむを得ず使用する場合は、メーリングリストの設定を担当複数名及び上司で確認し、送信テストを行った上で、使用する。
- (2) メーリングリストは誤操作が生じないよう、設定画面、操作マニュアルをわかりやすいものに改善し、その取り扱いについて注意喚起を行う。（総務部情報政策課）
- (3) 改めて、課内で個人情報の取り扱いに関する研修を行い、個人情報の取り扱い手順を再点検するとともに、新たに個人情報を取り扱う事務を行う場合には、方法、手順を課全体で確認する。